

千葉県水道水質管理計画

最終改正

令和4年4月

(2022年4月)

千 葉 県

目 次

1.	計画の目的等	1
	(1) 計画の目的	
	(2) 目標年次	
2.	基本方針	1
	(1) 水質検査に関する基本方針	
	(2) 水質監視に関する基本方針	
	(3) 連絡調整体制に関する基本方針	
3.	水質検査に関する事項	2
	(1) 水質検査体制の現状	
	ア 水道事業者等	
	イ 専用水道	
	(2) 今後の水質検査体制	
	ア 水道事業者等	
	イ 専用水道	
4.	水質監視に関する事項	4
	(1) 水質監視地点	
	(2) 水質監視の実施主体	
	(3) 水質監視頻度	
	(4) 水質監視項目	
	(5) 水質検査結果の報告	
5.	連絡調整・研修・精度管理・適切な浄水管理の実施に関する事項	5
	(1) 連絡調整体制に関する事項	
	(2) 検査担当者の技術向上に関する研修	
	(3) 精度管理に関する計画	
	(4) 適切な浄水管理の実施等水質検査結果等に基づき必要とする対応方針	
図 表		
表 1	水道事業者等における水質検査の実施状況	6
表 2	表流水の水質監視地点	7
図 1	表流水の水質監視地点	8
表 3	地下水の水質監視地点	9
図 2	地下水の水質監視地点	10
表 4	水質監視項目	11

千葉県水道水質管理計画

策定	平成5年11月
改正	平成16年3月
改正	平成21年3月
一部修正	平成26年6月
改正	平成31年4月
一部改正	令和3年4月
一部改正	令和4年4月

1. 計画の目的等

(1) 計画の目的

この計画は、水質基準の見直しに伴う検査項目の増加及び検査技術の高度化に対応して、県内の水道事業者、簡易水道事業者、水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）及び専用水道の設置者が計画的に水質検査を行うとともに、水道事業者等が県内の主要な水源等の水質監視を行うことにより、県民が安心して飲める安全で良質な水道水を供給することを目的とする。

(2) 目標年次

目標年次は2028年度とする。

なお、水道水質基準等関係法令の改正、水道事業者等を取り巻く社会経済情勢の変化や水道事業者等間の統合・広域化の動きなどを踏まえ、必要に応じて適宜見直す。

2. 基本方針

県内における水道の水質管理が適正かつ計画的に実施されるよう、以下のとおり基本方針を定める。

(1) 水質検査に関する基本方針

水道事業者等は、水質検査に必要な検査施設を設置し、自ら水質検査を行うことを原則とする。

ただし、単独で検査施設を設置することが困難である等の事情がある場合は、共同検査（水道事業者が核となる水道用水供給事業者へ水質検査を委託するもの）などにより水質検査体制の整備を図るほか、自己検査、共同検査のいずれも難しい場合には厚生労働大臣の登録を受けた者（以下、登録検査機関）に水質検査を委託するなどにより、水道事業者等の規模や実状に応じた水質検査体制の整備を図るものとする。

(2) 水質監視に関する基本方針

県内の主要な水道水源である河川や井戸において水質管理目標設定項目や原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のため有用となる項目の水質監視を水道事業者等とともに体系的、組織的に実施することで、将来の水道水質管理に反映させる。

(3) 連絡調整体制に関する基本方針

県、水道事業者等、関係行政機関等は、水質検査、水質監視に係る諸問題の検討と相互の情報交換、水道事業者等の検査技術の研修や精度管理に関する講習会等を行い、本計画の円滑な実施を図る。

3. 水質検査に関する事項

(1) 水質検査体制の現状

ア 水道事業者等

本県では、厚生省通知（平成4年12月21日付け衛水第269号）に基づき策定した「千葉県水道水質管理計画」（平成5年度策定、平成15年度改正、平成20年度改正）により、水質検査については、自己検査を原則としつつも、単独の検査施設を設置することが困難な場合には、県内各地域の核となる水道用水供給事業者との共同検査を行うこととしてきた。

しかし、共同検査については、水道用水供給事業の未設立地区、水道用水供給事業者が自己検査体制を整備できない地区及び共同検査のための設備投資が困難な地区があることにより、現在、地域の核となる水道用水供給事業者において共同検査を実施しているのは、全体の約3分の1となっている。自己検査体制、共同検査体制の確立が難しい地域の水道事業者等は、登録検査機関に委託し水質検査を行っている。

各水道事業者等が行う水質検査は、当該水道事業者等が供給する水道水が水道法で定められた水道水質基準等に適合していることの検査のほか、水源水質に係る検査、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年3月30日付健水発第0330005号）に基づく耐塩素性病原生物であるクリプトスポリジウム原虫やその指標菌に係る検査、「水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について」（平成24年3月5日付健水発第0305第2号）に基づく、放射性物質に係る検査などを水質検査計画に基づき実施している。

【水道事業者等の数（令和4年4月現在）】

水道事業者（簡易水道事業を含む）	39
水道用水供給事業者	6
合計	45

【水道事業者等における水質検査の実施状況（表1）】

- ① 自己検査（一部項目の委託を含む）を実施している事業者
9事業者
- ② 共同検査（全部又は一部の項目）を実施している事業者
12事業者
- ③ 委託検査を実施している事業者
22事業者

イ 専用水道

水質検査を登録検査機関又は千葉市環境保健研究所（千葉市内の専用水道に限る。）に委託して実施している。

(2) 今後の水質検査体制

ア 水道事業者等

水道事業者等は、原則として自己の水質検査施設の整備・充実を図り、引き続き水質検査計画に基づいた水質検査を、計画的に適切に実施する。また、共同検査体制により水質検査を行ってきた水道事業者は引き続き共同検査で水質検査を実施し、自己検査体制、共同検査体制の整備が難しい水道事業者等は、登録検査機関に委託することにより、法令に基づく適切な水質検査を行うものとする。

水質検査の委託に際して、水道事業者等は適正な登録検査機関との委託契約や委託業務の実施状況の確認や水質検査結果の根拠となる資料の徴取などにより、適切な委託業務が実施され、精度管理に支障がないことの確認に努めることで信頼性を確保していくとともに、臨時の水質検査の実施体制の整備も含めた委託とすることで危機管理への対応に支障がないよう特に留意すること。

また、自己検査、共同検査体制を整備する水道事業者等は、他の水道事業者等から突発水質事故時等における危機管理への対応や応援要請、水道利用者から寄せられる苦情等について相談等があった場合には、可能な限り、助言、情報の提供、技術的支援等を行うこと。

イ 専用水道

水質検査を自己検査又は登録検査機関若しくは千葉市環境保健研究所（千葉市内の専用水道に限る。）に委託して実施する。

4. 水質監視に関する事項

水質を監視する地点、実施主体、頻度及び項目等は以下のとおりとする。

(1) 水質監視地点

水質監視地点は水道事業者等が利根川水系や県内の中小河川で取水する地点について設定する。また地下水については、水道事業者が取水する主要な地下水源について設定する。詳細は、表2「表流水の水質監視地点」(図1)及び、表3「地下水の水質監視地点」(図2)のとおりとする。

(2) 水質監視の実施主体

水質監視地点から取水する水道事業者等が実施する。

(3) 水質監視頻度

水質が最も悪化していると考えられる時期を含み、表流水は年2回以上、地下水は年1回以上とする。

(4) 水質監視項目

表4中に示した「水質管理目標設定項目」を参考に実施する。なお、消毒副生成物及びその関連項目については、当該監視地点に係る給水栓において水質監視を行う。

また表4中の「原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のため有用となる項目」を参考に、地域の実情に応じて必要となる項目についても適宜実施する。

このほか、「要検討項目」、「要検討農薬類」、「その他農薬類」についても、水道事業者等において水質監視が可能な場合、水質検査計画に位置付けて適宜実施する。

(5) 水質検査結果の報告

毎年、7月末までに前年度分の水質検査結果を県水政課に報告する。ただし、別途、国からの照会調査等に基づき県水政課に報告することとなる場合は、それをもって報告したこととする。

5. 連絡調整・研修・精度管理・適切な浄水管理の実施に関する事項

(1) 連絡調整体制に関する事項

ア 県は、この計画の円滑な実施に資するよう、関係行政機関、水道事業者等及び地方公共団体の検査機関からなる千葉県水道水質管理連絡協議会を設置し、水質検査、水質監視に係る諸問題についての情報交換を行うとともに、必要に応じて検討を行うものとする。

イ 水道用水供給事業者は、水質管理の円滑な実施を図るため、構成団体との情報交換の場を設ける。

ウ 県は、専用水道の水質管理体制の維持・推進に向け、専用水道等を所管する市の新任担当職員を対象に、水質管理関係業務に係る研修を実施する。

(2) 検査担当者の技術向上に関する研修

県は、水道事業者等及び水質検査機関を対象として、水質検査の高度技術研修を定期的実施することで、水質検査を行う担当者の技術力向上に努める。

また、表流水を水源とする中小の水道事業者等を対象に、適宜、浄水処理等に関する研修を実施する。

(3) 精度管理に関する計画

自己検査を実施する水道事業者等及び水質検査機関は、水質検査の精度と信頼性の保証を図ることを目的に、信頼性保証部門と水質検査部門に責任者を配置した組織体制の整備や、標準作業書の整備、内部精度管理の実施、妥当性評価ガイドラインに基づく妥当性の確認等に努める。

また、国、県等が実施する外部精度管理に参加することで、技術力の向上と確認に努める。

県は、自己検査を実施する水道事業者等及び水質検査機関を対象として精度管理委員会を設け、検査精度の管理を実施し、水道事業者等の技術力向上に資するよう努める。

(4) 適切な浄水管理の実施等水質検査結果等に基づき必要とする対応方針

水道事業者等は、給水する水道水について水質基準を超過した時、水源水質の悪化(水質事故を含む)により浄水処理に支障が生じるおそれがある時、クリプトスポリジウム等耐塩素性病原生物を検出した場合、放射性物質を検出した場合、また別に定める要件に該当する時は、県水政課に報告するとともに、必要に応じて関係機関に連絡するものとする。

表1 水道事業者等における水質検査の実施状況

令和4年4月1日現在

地域	名称	毎日検査	水質基準(毎月検査、定期検査)	水質管理 目標設定	農業	今後の方針
京葉	千葉県企業局	自己	自己	自己	自己	継続
	千葉市	委託	委託	委託	委託	継続
	市原市	委託	委託	委託	委託	継続
	松戸市	委託	共同(北千葉広域水道企業団)	共同	共同	継続
	習志野市	委託	共同(北千葉広域水道企業団)	共同	共同	継続
東葛飾	北千葉広域水道企業団	自己	自己	自己	自己	継続
	野田市	委託	共同(北千葉広域水道企業団)	共同	共同	継続
	柏市	自己	共同(北千葉広域水道企業団)	共同	共同	継続
	流山市	委託	共同(北千葉広域水道企業団)	共同	-	継続
	八千代市	委託	共同(北千葉広域水道企業団)	共同	共同	継続
	我孫子市	自己	共同(北千葉広域水道企業団)	共同	共同	継続
君津	かずさ水道広域連合企業団	自己・委託	自己	自己	自己	継続
印旛	印旛郡市広域市町村圏事務組合	委託	委託	委託	委託	継続
	成田市	委託	委託	委託	委託	継続
	佐倉市	委託	自己・委託	自己・委託	委託	継続
	四街道市	自己	委託	委託	委託	継続
	酒々井町	自己・委託	委託	委託	委託	継続
	八街市	委託	委託	委託	委託	継続
	富里市	自己・委託	委託	委託	委託	継続
	印西市	自己	委託	委託	委託	継続
	長門川水道企業団	委託	委託	委託	委託	継続
	白井市	自己・委託	委託	委託	-	継続
香取	香取市	委託	委託	委託	委託	継続
	多古町	自己	委託	委託	委託	継続
	神崎町	自己	委託	委託	委託	継続
東総	東総広域水道企業団	自己・委託	自己	自己・委託	委託	継続
	銚子市	自己	自己・委託	自己・委託	委託	委託を進めたいが、 全量受水となった場合、 共同に移行
	東庄町	自己	共同(東総広域水道企業団)	共同	-	継続
	旭市	自己	共同(東総広域水道企業団)	共同	-	継続
九十九里	九十九里地域水道企業団	委託	自己・委託	自己・委託	委託	継続
	八匝水道企業団	自己	共同(九十九里地域水道企業団)・委託	委託	-	継続
	山武郡市広域水道企業団	委託	共同(九十九里地域水道企業団)・委託	委託	-	継続
	長生郡市広域市町村圏組合	自己・委託	共同(九十九里地域水道企業団)・委託	自己・委託	委託	継続
	山武市	委託	委託	委託	委託	継続
南房総	南房総広域水道企業団	自己	自己・委託	自己	委託	継続
	勝浦市	委託	委託	委託	委託	継続
	大多喜町	自己	委託	委託	-	継続
	いすみ市	自己・委託	委託	委託	委託	継続
	御宿町	委託	委託	委託	委託	継続
	鴨川市	委託	委託	委託	委託	継続
	南房総市	委託	委託	委託	委託	継続
	鋸南町	自己	委託	委託	-	継続
三芳水道企業団	自己	自己・委託	自己・委託	委託	継続	

※芝山町は給水開始に向けて整備中

表2 表流水の水質監視地点

* 取水量:平成29年度一日平均取水量

番号	水道水源名	監視地点	所在地	取水量m ³ /日*	浄水施設名	実施主体	検査頻度	検査項目	
1	利根川水系江戸川	矢切取水場	松戸市下矢切1425	200.069	ちば野菊の里浄水場 栗山浄水場	千葉県企業局	年2回以上	水質管理目標設定項目及び原水の汚染の程度を表し、 浄水処理等の工程管理のために有用となる項目	
2		北千葉取水場	松戸市七衛門新田36-3	436.144	北千葉浄水場	北千葉広域水道企業団	年2回以上		〃
3		中野台取水場	野田市中野台609	5.337	上花輪浄水場	野田市	年2回以上		〃
4	利根川水系利根川	木下取水場	印西市竹袋1452	359.860	柏井浄水場 北総浄水場	千葉県企業局	年2回以上	〃	
5		第二浄水場 導水ポンプ場	神崎町小松2190-2	992	第二浄水場	神崎町	年2回以上	〃	
6		飯島取水場	香取市飯島1150-1	8.423	玉造浄水場	香取市(佐原地区)	年2回以上	〃	
7		利根川取水場	香取市小見川4866-8	10.001	城山第2浄水場	香取市(小見川・山田地区)	年2回以上	〃	
8	利根川水系長門川	前新田浄水場	栄町安食2849-16	6.426	前新田浄水場	長門川水道企業団	年2回以上	〃	
9	利根川水系黒部川	笹川浄水場	東庄町笹川ろ1番地	25.511	笹川浄水場	東総広域水道企業団	年2回以上	〃	
10	利根川水系黒部川	新宿取水場	東庄町新宿1465	21.019	本城浄水場	銚子市	年2回以上	〃	
11	利根川水系印旛沼	印旛取水場	佐倉市臼井田1537	99.493	柏井浄水場	千葉県企業局	年2回以上	〃	
12	利根川水系栗山川	光取水場	横芝光町宝米1751	17.517	光浄水場	九十九里地域水道企業団	年2回以上	〃	
13	利根川水系利根川(房総導水路)	東金分水工	東金市松之郷3695-3	45.070	東金浄水場	九十九里地域水道企業団	年2回以上	〃	
14	利根川水系利根川(房総導水路・長柄ダム)	長柄取水場	市原市古都辺603	44.156	長柄浄水場	九十九里地域水道企業団	年2回以上	〃	
15	利根川水系利根川(房総導水路・長柄ダム)	大多喜浄水場	大多喜町小谷松500	32.352	大多喜浄水場	南房総広域水道企業団	年2回以上	〃	
16	養老川水系高滝ダム	高滝取水場	市原市養老字東の方814	64.234	福増浄水場	千葉県企業局	年2回以上	〃	
17	養老川水系養老川	粟又取水門	大多喜町粟又字滝ノ上16-3	676	面白浄水場	大多喜町	年2回以上	〃	
18	小櫃川水系小櫃川	大寺浄水場	木更津市大寺346番地	86.679	大寺浄水場	かずさ水道広域連合企業団	年2回以上	〃	
19	夷隅川水系東第1・第2ダム	山田浄水場	いすみ市山田7491-10	4.180	山田浄水場	いすみ市	年2回以上	〃	
20	夷隅川水系上落合川(御宿ダム)	御宿浄水場	御宿町実谷355-1	2.097	御宿町浄水場	御宿町	年2回以上	〃	
21	夷隅川水系夷隅川	佐野浄水場	勝浦市佐野156・160	4.042	佐野浄水場	勝浦市	年2回以上	〃	
22	待崎川水系待崎川	横渚浄水場	鴨川市横渚1335	4.031	横渚浄水場	鴨川市	年2回以上	〃	
23	三原川水系三原川(小向ダム)	小向浄水場	南房総市和田町上三原1028	6.418	小向浄水場	南房総市	年2回以上	〃	
24	元名川水系元名川鋸山ダム	鋸南町浄水場	鋸南町元名字平山1, 509番地	2.094	鋸南町浄水場	鋸南町	年2回以上	〃	
25	汐入川水系作名川(作名ダム)	作名浄水場	館山市作名550	3.765	作名浄水場	三芳水道企業団	年2回以上	〃	

(注) 監視地点の選定方法

1. 表流水を水源とする事業体毎に、少なくとも1地点を選定した(複数の取水地点がある事業体については、主要な取水地点とした)。
2. ただし、1日あたり平均10,000立方メートル以上取水している取水地点は、全て選定した。

表3 地下水の水質監視地点

*揚水量:平成29年度一日平均揚水量

番号	監視地点	所在地	揚水量m ³ /日*	実施主体	検査頻度	検査項目
1	成田給水場	成田市吾妻1-22-4	予備水源	千葉県企業局	年1回以上	水質管理目標設定項目及び原水の汚染の程度を表し、浄水処理等の工程管理のために有用となる項目
2	姉崎分場	市原市有秋台東2-17-1	予備水源	千葉県企業局	年1回以上	〃
3	千葉分場	千葉市中央区都町3-8-14	予備水源	千葉県企業局	年1回以上	〃
4	大宮分場	千葉市若葉区大宮町2114	予備水源	千葉県企業局	年1回以上	〃
5	土気浄水場	千葉市緑区土気町1653-2	178	千葉市	年1回以上	〃
6	光風台浄水場	市原市光風台4-496	1006	市原市	年1回以上	〃
7	常盤平浄水場	松戸市常盤平3-26-2	4,308	松戸市	年1回以上	〃
8	第1給水場	習志野市泉町2-4-12	10,706	習志野市	年1回以上	〃
9	第2給水場	習志野市藤崎1-1-13	10,801	習志野市	年1回以上	〃
10	第3水源池	柏市中原1811-12	8,564	柏市	年1回以上	〃
11	第5水源池	柏市松葉町3-12	6,653	柏市	年1回以上	〃
12	江戸川台浄水場	流山市江戸川台東1-255	1,851	流山市	年1回以上	〃
13	高津浄水場	八千代市高津832	5,064	八千代市	年1回以上	〃
14	湖北台浄水場	我孫子市湖北台9-3-6	7,441	我孫子市	年1回以上	〃
15	上烏田浄水場	木更津市上烏田357-2	4,066	かずさ水道広域連合企業団	年1回以上	〃
16	横山浄水場	大多喜町横山1637-7	627	大多喜町	年1回以上	〃
17	宮下配水場	君津市宮下2-21-3	902	かずさ水道広域連合企業団	年1回以上	〃
18	永吉浄水場	袖ヶ浦市永吉790-1	2,272	かずさ水道広域連合企業団	年1回以上	〃
19	並木町配水場	成田市並木町113-1	4,199	成田市	年1回以上	〃
20	南部浄水場	佐倉市小篠塚1240	8,974	佐倉市	年1回以上	〃
21	志津浄水場	佐倉市上志津原59-2	17,722	佐倉市	年1回以上	〃
22	第1浄水場	四街道市四街道1522	8,578	四街道市	年1回以上	〃
23	第3浄水場	四街道市千代田1-14	8,856	四街道市	年1回以上	〃
24	尾上浄水場	酒々井町尾上194-1	16,388	酒々井町	年1回以上	〃
25	榎戸配水場	八街市榎戸415	3,136	八街市	年1回以上	〃
26	富里市浄水場	富里市七栄651-122	1,490	富里市	年1回以上	〃
27	平岡配水場	印西市別所61-1	443	印西市	年1回以上	〃
28	久賀浄水場	多古町大高字前町1-93	2,605	多古町	年1回以上	〃
29	皿木浄水場	長柄町皿木176	4,884	長生郡市広域市町村圏組合	年1回以上	〃
30	山武浄水場	山武市埴谷1884-2	1,669	山武市	年1回以上	〃
31	山本浄水場	館山市山本544-1	2,192	三芳水道企業団	年1回以上	〃
32	大畑浄水場	香取市岩部字前野869-227	424	香取市(簡易水道事業)	年1回以上	〃
33	下総小野浄水場	成田市小野890-1	483	成田市(簡易水道事業)	年1回以上	〃

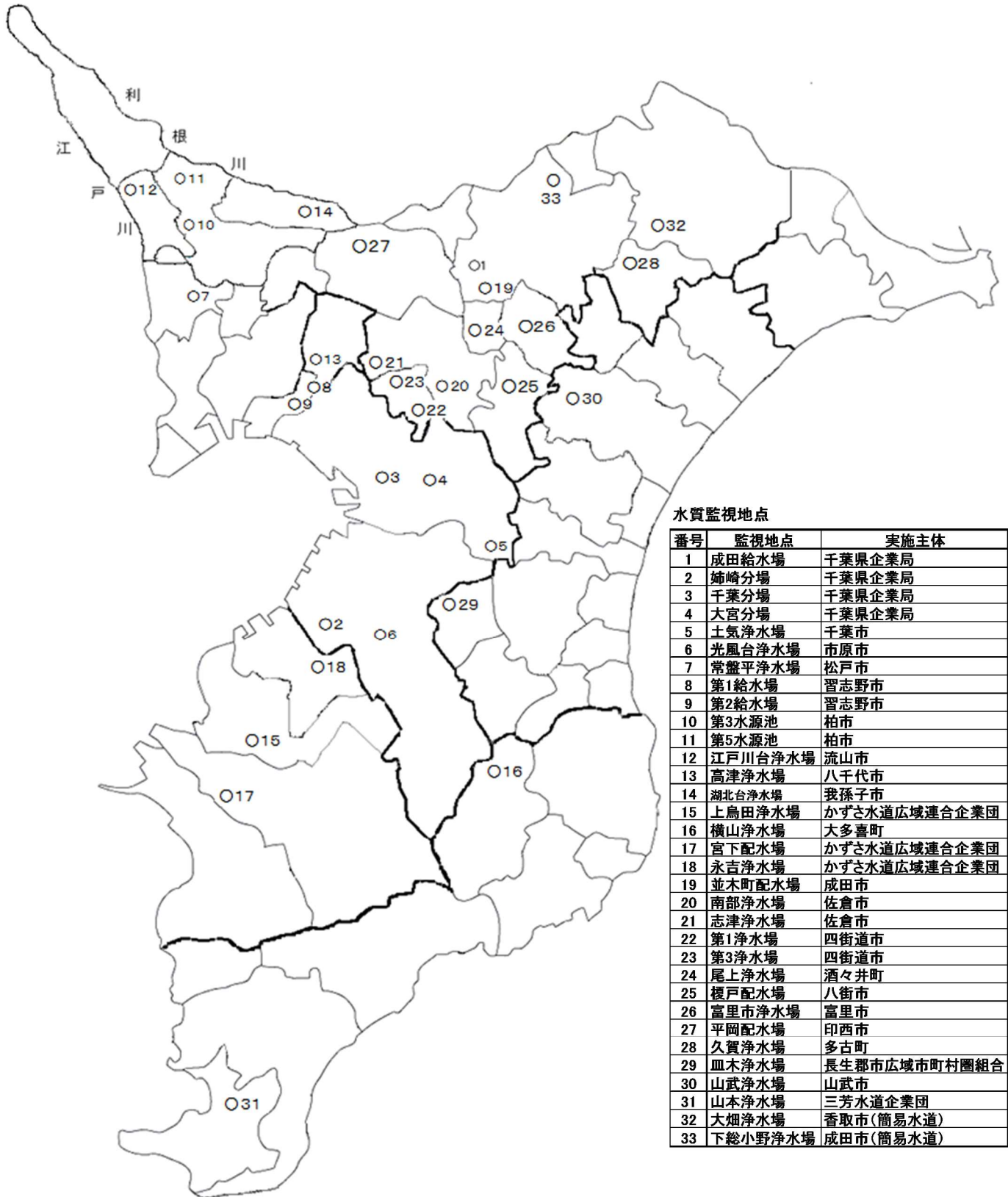
(注)監視地点の選定方法

1. 地下水を水源とする事業体毎に、少なくとも1地点を選定した(複数の取水地点がある事業体については、主要な取水地点とした)。
2. ただし、1日あたり平均10,000立方メートル以上取水している取水地点は、全て選定した。

図2

地下水の水質監視地点

凡例 ○ 監視地点



水質監視地点

番号	監視地点	実施主体
1	成田給水場	千葉県企業局
2	姉崎分場	千葉県企業局
3	千葉分場	千葉県企業局
4	大宮分場	千葉県企業局
5	土気浄水場	千葉市
6	光風台浄水場	市原市
7	常盤平浄水場	松戸市
8	第1給水場	習志野市
9	第2給水場	習志野市
10	第3水源池	柏市
11	第5水源池	柏市
12	江戸川台浄水場	流山市
13	高津浄水場	八千代市
14	湖北台浄水場	我孫子市
15	上烏田浄水場	かずさ水道広域連合企業団
16	横山浄水場	大多喜町
17	宮下配水場	かずさ水道広域連合企業団
18	永吉浄水場	かずさ水道広域連合企業団
19	並木町配水場	成田市
20	南部浄水場	佐倉市
21	志津浄水場	佐倉市
22	第1浄水場	四街道市
23	第3浄水場	四街道市
24	尾上浄水場	酒々井町
25	櫻戸配水場	八街市
26	富里市浄水場	富里市
27	平岡配水場	印西市
28	久賀浄水場	多古町
29	皿木浄水場	長生郡市広域市町村圏組合
30	山武浄水場	山武市
31	山本浄水場	三芳水道企業団
32	大畑浄水場	香取市(簡易水道)
33	下総小野浄水場	成田市(簡易水道)

表 4 水質監視項目

	番号	項目	表流水		地下水		
			原水	給水栓	原水	給水栓	
水質管理目標 設定項目	1	アンチモン及びその化合物	○		○		
	2	ウラン及びその化合物	○		○		
	3	ニッケル及びその化合物		○		○	
	5	1,2-ジクロロエタン			○		
	8	トルエン			○		
	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○		○		
	10	亜塩素酸		○		○	
	13	ジクロロアセトニトリル		○		○	
	14	抱水クロラール		○		○	
	15	農薬類	○		○		
	16	残留塩素		○		○	
	17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)*	○		○		
	18	マンガン及びその化合物*	○		○		
	19	遊離炭酸	○		○		
	20	1,1,1-トリクロロエタン	○		○		
	21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)			○		
	22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) ^{注)}	○		○		
	23	臭気強度(TON)	○	○	○	○	
	24	蒸発残留物*	○		○		
	25	濁度*	○		○		
	26	pH 値*	○	○	○	○	
	27	腐食性(ランゲリア指数)	○	○	○	○	
	28	従属栄養細菌	○	○	○	○	
	29	1,1-ジクロロエチレン			○		
	30	アルミニウム及びその化合物*		○		○	
	31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及び ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	○		○		
	原水の汚染の 程度を表し、 浄水処理等の 工程管理のために 有用となる 項目	1	アンモニア態窒素	○		○	
		2	生物化学的酸素要求量(BOD)	○			
		3	化学的酸素要求量(COD)	○			
		4	紫外線吸光度	○			
		5	浮遊物質量(SS)	○			
6		浸食性遊離炭酸	○				
7		総窒素	○				
8		総リン	○				
9		トリハロメタン生成能	○				
10		生物	○				

(注) 番号 4, 6, 7, 11 は欠番。12 の二酸化塩素は消毒剤として使用していないことから測定はしません。

(注) 表中の水質管理目標設定項目は、厚生労働省通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部を改正等について」(平成15年10月10日付け健第1010004号)に示された項目。

(注) *印の項目は、基準項目と同じであり、同一日に測定した場合は省略可能。

(注) 有機物等は、TOCとの相関を把握した上で省略可能。